

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2016年10月11日(火)

今週のことば

オートファジー（自食作用）

生物の細胞が持つ細胞内のタンパク質を分解するための仕組みの一つ。仕組みを解明した大隈氏が難病の新たな創薬に道を開く業績で、ノーベル生理学・医学賞を受賞。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

10/10(月) 赤口	体育の日、目の愛護デー
11(火) 先勝	源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
12(水) 友引	プロ野球CSファイナルステージ開幕
13(木) 先負	十三夜、ゴルフ日本オープン開幕
14(金) 仏滅	鉄道の日
15(土) 大安	新聞週間(～21日)
16(日) 赤口	

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/3(月)	16,599 △149	101.38 ▼0.49
4(火)	16,736 △137	102.39 ▼1.01
5(水)	16,819 △83	102.78 ▼0.39
6(木)	16,899 △80	103.68 ▼0.90
7(金)	16,860 ▼39	103.84 ▼0.16

28年分の年末調整に係る留意点等

年末調整の準備に向けて、以下の留意点等を確認しておきましょう。

◎年末調整関係書類に係るマイナンバーの記載……

年末調整関係書類のうち、「保険料控除申告書」、「配偶者特別控除申告書」、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」については、28年4月以後に提出するものからマイナンバー(個人番号)の記載が不要となっています。また、給与支払者が個人の場合は、マイナンバーの付記は不要ですが、法人の場合には法人番号を付記する必要があります。

「扶養控除等(異動)申告書」については、原則マイナンバーの記載が必要となります。なお、29年分から給与等の支払者が提出者のマイナンバー等を記載した一定の帳簿を備えている場合、申告書への記載は不要とする取扱いが適用されます。

◎国外居住親族に係る扶養控除等の適用……

28年1月以後に支払われる給与等の源泉徴収において、国外居住親族に係る扶養控除等を適用する場合は、扶養控除等申告書とともに「親族関係書類(親族であることを証明する一定の書類)」の提出等が必要になりました。また、年末調整を行う際には扶養控除等申告書の「生計を一にする事実」欄に送金等をした金額を記載し、「送金関係書類(親族の生活費等を支払ったことを明らかにする一定の書類)」とともに提出します。

◎通勤手当の非課税限度額引上げ……

28年1月から通勤手当の非課税限度額が15万円(改正前10万円)に引き上げられました。28年4月の改正前に支払われた通勤手当が改正後の非課税規定を適用し過納となる場合は、年末調整の際に精算します。

■この記事の詳細は、情報BOX201539

法人の黒字申告割合は32.1%で5年連続増

国税庁が公表した「平成27事務年度 法人税等の申告実績」によると、申告を行った法人における黒字申告の割合は32.1%(前年度比1.5ポイント増)と5年連続で増加し、1件当たりの所得金額は6785万円(同0.6%減)となりました。

一方、約7割を占める赤字法人の申告欠損金額は13兆7118億円(同5.1%減)、1件当たりは715万円(同4.1%減)と、ともに減少しました。

なお、欠損金が生じた場合に適用できる制度には、翌年度以降に生じた所得から控除できる「繰越控除」と、前年度の所得と相殺して納付した法人税の還付を受ける「繰戻還付(資本金1億円以下の中小法人等に限り)」があります。

ストレスチェックの実施は11月までに

昨年12月に改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度が施行され、常時50人以上の労働者を使用する事業場には年1回、労働者に対してストレスチェックを実施することが義務付けられました。

そのため、対象の事業場では、第1回目のストレスチェックを今年の11月末までに実施する必要があります(結果通知や面接指導の実施までは含みません)。まだ実施していない場合は、期限が迫っていますので早めに取り組みましょう。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記

の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

平成28年分の年末調整における留意事項等

◆年末調整関係書類に係るマイナンバー（個人番号）の記載を不要とする見直し

平成28年度税制改正において、給与の支払者に対して提出する年末調整関係書類のうち、次に掲げる申告書については、平成28年4月1日以後に提出するものからマイナンバー（個人番号）の記載が不要とされました。

- ①給与所得者の保険料控除申告書
- ②給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ③給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

なお、給与の支払者が上記 から の申告書を受領した際に、給与の支払者が個人である場合には、これらの申告書に自らのマイナンバー（個人番号）を付記する必要はありませんが、給与の支払者が法人である場合には法人番号を付記する必要があります。

※平成26年分の所得税の確定申告で（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けた者については、税務署から個人番号欄のある「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」が送付されていますが、マイナンバー（個人番号）を記載する必要はありません。

◆国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用

平成27年度税制改正において、平成28年1月1日以後に支払われる給与等の源泉徴収又は年末調整の際、非居住者である親族（国外居住親族）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出又は提示することが必要となりました。

◎親族関係書類の提出又は提示

給与等の源泉徴収において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける給与所得者は、その適用を受ける旨を給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載（「非居住者である親族」欄に印を付す等）した上で、その申告書に「親族関係書類」を添付して源泉徴収義務者に提出するか、又はその申告書の提出の際に「親族関係書類」を提示する必要があります。

※親族関係書類とは、国外居住親族がその給与所得者の親族であることを証するものをいい、戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し、又は外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る）のいずれかの書類です。

◎送金関係書類の提出又は提示

年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける給与所得者は、扶養控除等（異動）申告書の「生計を一にする事実」欄にその国外居住親族に対して送金等をした金額を記載した上で、その申告書に「送金関係書類」を添付して源泉徴収義務者に提出するか、又はその申告書の提出の際に、「送金関係書類」を提示する必要があります。

また、非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける給与所得者は、給与所得者の配偶者特別控除申告書にその旨を記載した上で、その申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して源泉徴収義務者に提出するか、又はその申告書の提出の際に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提示する必要があります。

※送金関係書類とは、給与所得者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいい、金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその給与所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類、又はいわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族が、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等によりその商品等の購入等の代金に相当する額をその給与所得者から受領したこと等を明らかにする書類です。

◆通勤手当の非課税限度額

平成28年度税制改正において、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられました。

平成28年4月の改正前に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算する必要があります。